

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）25条2項に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し令和3年2月12日付けの保護変更決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った法に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下のとおり本件処分が違法又は不当であると主張しているものと解される。

処分を取り消して下さい。生活できません。生活扶助（額を）計上してません。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日

審 議 経 過

令和3年12月20日	諮問
令和4年1月31日	審議（第63回第1部会）
令和4年2月28日	審議（第64回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法4条1項によれば、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」とされ、法8条1項によれば、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」とされている。
- (2) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8・3・(2)・ア・(ア)によれば、生活保護における収入認定に当たっては、保護の実施機関は、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。）については、その実際の受給額を認定すること」とされている。
- (3) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第8・1・(4)・アによれば、「・・・厚生年金保険法、・・・国民年金法・・・等による給付で、1年以内の期間ごとに支給される年金・・・については、実際の受給額を原則として受給月から次回受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること」とし、「なお、当該給付について1年を

単位として受給額が算定される場合は、その年額を12で除した額（1円未満の端数がある場合は切捨）を各月の収入認定額として差し支えない」とされている。

- (4) 法25条2項及び同項が準用する24条4項の規定によれば、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされている。

そして、局長通知第10・2・(8)は、収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、「当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行なえば生ずることとなる返納額（確認月からその前々月までの分に限る。）を、次回月以後の収入充当額として計上して差し支えないこと（この場合、・・・収入充当額の認定変更に基づく扶助費支給額の遡及変更決定処分を行なうことなく、前記取扱いの趣意を明示した通知を發して、次回支給月以後の扶助費支給額決定処分を行なえば足りるものであること。）」とされている。

- (5) 次官通知及び局長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。

2 本件処分について

- (1) これを本件についてみると、給付金収入申告書によれば、令和2年6月から、請求人の補足的老齢年金生活者支援給付金が、1か月あたり月額16円増額されて、2,572円から2,588円に変更されたことが認められる。その結果、処分庁は69,289円を令和2年6月分から令和3年2月分までの収入として認定したことが認められる。

そして、処分庁は、確認月からその前々月までの分に当たる令和2年12月1日を保護変更日として、同日から令和3年2月までの3か月分の保護支給額が、月額16円×3か月分＝48

円の過支給となったことから、過支給分48円について、令和3年3月分の保護費に収入充当額として計上したことが認められる。

- (2) 処分庁は上記(1)により、令和2年12月以降の請求人の収入認定額を69,289円とし、請求人の基準生活費74,530円に住宅扶助費46,000円を加え、69,289円を差し引いた51,241円を同月の請求人の保護費とする保護変更決定（変更期日は令和2年12月1日）を行うこととし、令和3年2月12日付けで保護変更決定処分を行い（本件処分）、本件処分通知書により請求人に通知したことが認められる。

以上によれば、給付金額の変更に伴う収入認定額の変更により、請求人の保護費を変更し、過支給分を収入充当する旨の決定をした本件処分は、上記1の法令等の定めに従って違算等の事実もなく適正になされたものと認められ、違法又は不当な点を認めることはできない。

- 3 請求人は、第3のとおり主張しているが、本件処分が法令等の定めに従って違算等の事実もなく適正になされたものと認められることは上記2のとおりであるから、請求人の主張には理由がないものといわざるを得ない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

高橋滋、千代田有子、川合敏樹